論 説

インドにおける特許取得上の留意点

国際第3委員会*

抄 録 インドは、1995年にWTOに加盟し、TRIPS協定の義務規定の履行期限を迎えて、頻繁に 特許法や特許規則の改正が行われており、常に最新の情報を正確に早く把握することが特許実務上極 めて重要になっている。

そこで本稿では、最近の特許法及び特許規則の改正を踏まえて、インドにおける特許取得上の留意 点を検討したのでここに報告する。

目 次

- 1. はじめに
- 2. 出願時の留意点
 - 2. 1 特許の対象
 - 2. 2 第1国出願義務
 - 2. 3 特許要件
 - 2. 4 明細書・クレーム記載要件
 - 2.5 発明の単一性
- 3. 審査の進め方
 - 3. 1 出願公開
 - 3. 2 審査請求
 - 3. 3 拒絶理由対応
 - 3. 4 明細書の補正
 - 3. 5 分割出願
 - 3.6 対応出願状況の提出義務
 - 3. 7 審査官との面接
 - 3.8 拒絶査定後の対応
 - 3. 9 付与前異議申立(情報提供)
- 4. 特許付与後の留意点
 - 4.1 特許付与後の明細書の補正
 - 4. 2 付与後異議申立
 - 4.3 特許の取消 (無効審判)
 - 4. 4 強制ライセンス
 - 4.5 特許発明実施の陳述書の提出義務
- 5. おわりに

はじめに

インドは、1995年にWTOに加盟し、TRIPS

協定の義務規定の履行期限を迎えて,2005年1月には2005年改正特許法(Patent (Amendment) Act 2005)が施行されている。その後さらに,2006年5月には改正特許規則(Patent (Amendment) Rules 2006)が施行されるなど,頻繁に改正がされており,常に最新の情報を正確に早く把握することが特許実務上極めて重要になっている。

これまで、インドの特許制度の概要や留意点を解説した報告はいくつかあるが¹⁾、本稿では、最近の特許法及び特許規則の改正を踏まえて、さらに詳細に特許取得上の留意点を検討したのでここに報告する。

本稿は、2006年度国際第3委員会第4ワーキンググループの谷川(日東電工,副委員長)、南川(大塚製薬,副委員長)、大倉(キヤノン)、本間(トヨタ自動車)、柳田(セイコーエプソン)、吉田(NTT)、伊藤(三菱化学)が作成した。なお、情報元は現地代理人(インドの複数の特許事務所)からの情報である。

なお、本稿でインド特許法の条項を引用する

^{* 2006}年度 The Third International Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

場合は、法律名を付すことなく単に条文のみを 記載し、特許法以外の法令の条項を引用する場 合は法令名と条文を併記した。規則とは、2006 年 5 月改正のPatent(Amendment)Rules 2006、審査マニュアルとは、2005年発行の MANUAL OF PATENT PRACTICE AND PROCEDUREをいう。

2. 出願時の留意点

2. 1 特許の対象

インド特許法において、「発明」とは、進歩性を含みかつ産業上利用可能な新規な製品または方法にかかるものである(2条(1)(j))。

不特許事由は、3条及び4条に規定されており、具体例は審査マニュアル 2.8 に記載されている。そのうち特に注意が必要なのは、3条(d)のいわゆる「既知物質の新たな用途などの単なる発見(例:医薬の第二用途など)」、及び3条(k)のいわゆる「ソフトウエア発明」である。

3条(d)により、既知の化学物質、医薬組成物のいわゆる第二用途は、新規な性質の単なる発見であるとして、特許として認められない。しかしながら、現在、第二用途発明を特許として認めるか否かについて、高等裁判所にて審理中であり、将来は、認められる可能性もある。

また、3条(k)では、コンピュータ・プログラムそれ自体("a computer program per se")は、発明ではないと規定され、ソフトウエア自体は特許の対象外である。

審査マニュアルのAnnexure Ⅱ (P.143~148) にソフトウエア関連発明についての参考事例が 記載されており、これによると、プログラムを 記録した記録媒体は、特許で保護されないが、 媒体自体に技術的効果があれば保護対象となる。

よって、ソフトウエア関連発明については、 ハードウエアを含めた形でクレームを記載する 必要がある。現地代理人によれば、クレームを、 例えば、「~からなるコンピュータ・プログラム」と書くと、審査官はクレームの中身を検討することなく拒絶する可能性が高いとのことなので、注意が必要である。

2. 2 第1国出願義務

インドの居住者が発明をなした場合には、インドに最初に出願しなければならない(39条)。ここで、「居住者」の定義は明確ではなく、出張者や駐在員は「居住者」に該当するという現地代理人の意見もあるので注意が必要である。

インド国外に出願する場合には、同一の出願について6週間前までにインド国内に出願していなければならない。これに違反した場合は、特許の取消理由に該当するだけでなく(64条(1)(n))、2年以下の禁固若しくは罰金に処され、又はこれら併科されることとなる(118条)。このようにこの規定に違反した場合の罰則は厳しく、従って、判断が難しい場合には、インドに第1国出願しておくことが好ましい。

但し,第1国出願をインド国外とする許可を,インド特許庁に対し申請し許可された場合には,最初にインド国外に出願することが可能となる(規則71(1))。この場合の許可は21日以内になされることになっているが(規則71(2)),実務上は通常 $2 \sim 7$ 営業日以内に許可されるようである。

なお、インド特許庁を受理官庁とする国際出願を行う場合には、国際出願日をもってPCT加盟国であるインドに出願されたことになり、第1国出願義務(39条)違反とみなされる可能性があるため、注意を要する。

2. 3 特許要件

特許要件として,以下の有用性,新規性,進 歩性が必要である。

(1) 産業上利用可能な新規の製品又は方法で あること (2条(1)(j)) が必要である。

(2) 新規性(2条(1)(I))

新たな発明とは、「完全明細書を伴う特許出 願の提出日以前に、国内もしくは外国において 発行された刊行物から予期されるものでなく, 使用されたものでもない発明又は技術, すなわ ち、その主題が公の領域に属するものでもなく、 もしくは従来技術の一部を構成するものでもな い」と規定されており、一見、いわゆる絶対新 規性を採用しているようにみえる。しかし、特 許異議申立及び特許の取消理由に関しては,刊 行物においては世界公知を採用しているが,公 知公用については、「インドにおいて、優先権 主張日以前に公知公用でないこと」と規定して おり、国内公知公用を採用している(25条(1) (d), 64条(1)(e))。従って、インドでの新規 性は、インド又は世界中のいずれかの国におい て,優先権主張日以前に特許明細書,刊行物等 に開示されていないこと、インドにおいて、優 先権主張日以前に公知公用でないという運用で あるので、注意が必要である。

また、当該出願日より先に出願され、当該出願の優先日又はそれ以降に公開された先のインド出願に含まれるクレームは、出願人が同じでも違っていても、新規性否定の理由になる(25条(1)(c))。

25条(1)(c)には、「完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされた限りにおける発明が、当該出願人のクレームの優先日以後に公開された完全明細書のクレーム中にクレームされており、かつ、インドにおける特許出願について優先日が当該出願人のクレームの優先日より先であること」と規定されている。この条文の記載からは、当該出願日より先に出願され、当該出願の優先日又はそれ以降に公開された先のインド出願明細書中に開示の事項についても、新規性否定の理由になるのか明らかでない。クレーム中に記載はないが、先願の明細書又は

図面に記載されている発明については、クレーム基準で考えるか(claim approach)、明細書 基準で考えるか(whole content approach)、 諸説あって不明な部分が多いのが現状である。

(3) 進歩性(2条(1)(ja))

進歩性(予測性)(2条(1)(ja),25条(1)(e))は、当業者にとって自明であるものとするような既存の知識と比べたとき技術的な進歩(technical advancement)若しくは経済的な重要性(economic significance)又はその両方を有していることが必要である。進歩性の判断基準は、当該出願の出願日あるいは優先権出願日以前に公開になっていなければならない(25条(1)(e))。

従って、当該出願日より先に出願され、当該 出願の優先日又はそれ以降に公開された先のインド出願に含まれるクレームは、進歩性につい ては判断されない。

2. 4 明細書・クレーム記載要件

(1) 明細書

明細書には項分け記載を要求されてはいないが、以下のものを含まなければならない。

- ・発明の名称(10条(1))
- ・発明の分野(審査マニュアル4.2の2)
- ・関連する従来技術,特に特許文献に係るもの(審査マニュアル4.2の3)
- ・発明により解決される課題 (審査マニュア ル4.2の4)
- ・課題を解決する手段(審査マニュアル4.2 の4)
- ・図面の簡単な記述(審査マニュアル4.2の6)
- ・発明の実施例(10条(4)(a))
- ・特許請求の範囲 (クレーム) (10条(4)(c))
- ·要約(10条(4)(d),規則13)

拒絶理由のうち、記載要件に関しては、発明

が不明瞭,クレームの限定が不十分,発明の名称が適切でない,などの点が指摘されることが多い。この対応策として,出願時から中位概念,下位概念などを規定したサブクレームの充実を図っておいた方が好ましい。化学物質の発明では,明細書中に製品の成分,化学式,どのように製造されたか及び具体例を詳細に記載すべきであり,その製造プロセスのパラメータ及び/又は反応物の比を規定したサブクレームをたてておくべきである。また,発明の名称も具体的に規定しておいた方が良い。

(2) 特許請求の範囲

主たるクレームである独立クレームに従属クレームが続くことを除けば、決まったプラクティスはない。従属クレームは1個以上の先行するクレームを引用しなければならない。(審査マニュアル4.4)

審査官はほぼ同一の内容のクレームの削除を 勧告することがある。

クレームの形式は、Jepson/Markush/Functionalの3つ全てのクレームが許されているようであるが、Jepsonクレームが好まれるようである。このJepsonクレームを審査官は前提部分を既知の部分、特徴部分を発明的特徴に関する部分と考えている(審査マニュアル4.4)。Markushクレームは化学の発明の場合にのみ選択的に許される。世界の趨勢に反し、Functionalクレームをまだ受け入れない審査官もいるので、その使用は避けた方が特許されやすい。また、Means plus functionクレームも、しばしば構造を加えるよう要求される。審査のばらつきもあるので、いずれも出願人の必要に応じ、主張すべき点は主張すべきである。

また、ソフトウエア発明の出願にあたっては、 コンピュータ・ソフトウエアそれ自体は特許法 による保護対象とはならないので(3条(k))、 例えば、発明の名称やクレームの表現は、例え ば「…のプログラム」ではなく,「…の方法」 「…システム」などとすることが好ましい。

発明が、製法特許である場合、クレーム中に、製法の具体的な反応条件(温度、時間、圧力、試薬量等)の記載がないとクレーム不明瞭で拒絶されることがある。クレームが数式で表されている場合も、クレーム不明瞭で拒絶されることがある。「明細書中に記載の装置」というようなomnibus claimの表現(図を引用する形式のクレーム)は許可される(審査マニュアル4.4)。マルチのマルチクレーム(複数クレームを引用した複数のクレーム)は、許可されるようである。

記載不備は、細かい形式的なことで拒絶されることが多いが、要求どおりに補正することで 解消できる。

(3) 発明の詳細な説明

特許法には出願明細書に従来技術を記載しなければならないとは規定されていないが、従来技術を明細書中に引用しておくほうが好ましい。従来技術を引用しないことによる罰則はないが、後日の異議申立手続きや取消手続きにおいて出願人が近い従来技術に触れることを故意に省略したことが明るみに出た場合、ヒアリング担当官(Hearing Officer)等に不利な心証を与えることになる。

明細書には、発明そのもの、その作用又は用途及びその実施の方法を十分かつ詳細に記載しなければならない、と規定されている(10条(4)(a))。

さらに明細書でベストモードについて、出願人に知られ、かつ、その出願人がその保護を請求する資格がある発明を実施する最善の方法を開示しなければならない、と規定されており(10条(4)(b))、この点は日本と異なるので注意が必要である。

このベストモードの記載がないことは、64条

(1)(h)の取消理由であり、取消手続において 特許が取消される可能性がある。

2. 5 発明の単一性

一出願で出願可能な範囲は、10条(5)に「完全明細書の1以上のクレームは単一の発明,又は単一の発明概念を構成するように連結した一群の発明に係るもの…」と規定されている。審査マニュアル2.5に単一性を満たす異なるカテゴリの例が記載されている。

一方、実務上の審査では単一性に関しては、厳しいことがあるので、一出願に異なるカテゴリの独立クレームがある場合、例えばクレーム1が製品に関するものであれば、その製造方法のクレームはクレーム1に従属させると認められやすいようである。また、例えばクレーム1が方法に関するものであれば、その方法を実行する装置のクレームはクレーム1に従属させると認められやすいようである。

以上のように審査マニュアルと実務との間に 温度差があるようであるが、いずれも出願人の 必要に応じ、主張すべき点は主張し、引くべき ところは引くべきであろう。

審査官が発明の単一性がないと判断した場合は、それを理由に拒絶される(10条(5))。この場合、出願人は発明の単一性を維持するように補正(単一性なしと判断されたクレームの削除)、又は分割出願をすることにより拒絶理由を解消することができる。

一方,特許登録後に発明の単一性を満足しないことが判明しても,一旦認可された後は単一性の問題で取消されることはない。

3. 審査の進め方

3. 1 出願公開

インドも出願公開制度を採用している。出願 日又は優先日から18ヶ月が過ぎれば公開され

る。18ヶ月より前に公開したい場合には出願人 の申請による早期公開制度もある(11A条,規 則24、規則24A、143条)(関連:144条、145条、 153条)。特許庁は早期公開の申請があった場合 は、通常1ヶ月以内に公開しなければならない。 インドでは、公開されても特許権が付与され るまでは侵害差止等の権利行使のための手続き を開始することはできないが (11A条(7). 13 条,29条),特許出願の公開日から特許付与日 までの間の仮保護の権利, すなわち, 特許が出 願の公開日に付与されたものとしての権利は有 する (11A条(7))。日本での仮保護の権利は補 償金請求権のみであるが、インドではそのよう な規定がないため、仮保護の権利は日本より広 いと思われる。よって、必要に応じて早期公開 制度を利用して、審査開始を早めたり、仮保護 の権利を早期に確保することができる。

3. 2 審査請求

インドも審査請求制度を採用している。審査 請求の出来る期間は、出願公開後であることに 注意が必要である(規則24B)。また、出願日 または最先の優先日のいずれか早い日より48ヶ 月以内に審査請求しなければならない(11B条、 規則24B)。この間に審査請求をしなければ、 出願は取り下げたものとみなされる。

なお、日本とは異なり、出願人又は利害関係 人でないと審査請求は出来ない(11B条、規則 24B)。共願の場合は、いずれか一方の出願に よる請求が可能で、全員による必要はない。

分割出願は、親出願が提出された日に提出されたものとみなされるが、分割出願の審査請求は、親出願の公開後、出願日又は親出願の優先日から48ヶ月以内、又は分割出願の出願日から6ヶ月以内のいずれか遅い日までにしなければならない(16条(3)、規則24B(1)(iv))。

3. 3 拒絶理由対応

最初の審査レポート(First Examination Report,以下,最初の拒絶理由通知という),即ち最初の拒絶理由通知が発行され,これに応答すると出願は再度審査される。PCT出願の場合は、審査官は、自ら、先行技術調査することはなく、国際調査報告書に依存するようである。拒絶理由通知の回数に制限はないが,最初の拒絶理由通知の日から12ヶ月以内(延長不可)に権利化を完了しなければならない(規則24条B(4)(i))。この期間が経過してしまうと、出願放棄とみなされるので(21条(1)),注意が必要である。

これを避けるためには、その期間が経過する前に、長官にヒアリングを求めることができる。ヒアリング後に拒絶査定された場合には、その発行日から1 τ 月以内に再審査請求理由とともに再審査請求(Review Petition)を提出することができる(77条(f)、規則130)。再審査請求においても却下された場合は、高等裁判所へ上訴することができる(21条(2))。

3. 4 明細書の補正

(1) 補正の時期

明細書は、長官の許可を得れば期間の限定はなくいつでも補正することができる(57条)。

(2) 補正の範囲

減縮,訂正,若しくは釈明のためにする自発補正は,特許満了前の登録前,登録後に関わらず,裁判所に係属していなくてもすることができる(59条)。出願当初の明細書に事実上開示されないクレームや記述内容が出願後に追加された場合,或いは補正後のクレームが補正前のクレームの範囲内に完全に含まれなくなる場合は,補正は許可されない(59条)。一方,出願当初の明細書中に開示されている事項をクレー

ムに追加する補正はすることができる。

出願当初の明細書中に開示のない事項を追加し、権利範囲を拡大するようなクレームの補正は、登録の前後を問わず、することができない。一方、出願当初の明細書中に開示のある事項をクレームに追加する補正は、たとえ権利範囲を拡大することになったとしてもすることができる。

3. 5 分割出願

分割出願は特許認可前までいつでも可能である。原出願(完全明細書)まで出願日が遡及する以外,分割出願の手続きは,新規出願と同様である(16条)。委任状は別途要するが,分割出願後に提出することができる。又,分割出願には,原出願の開示範囲を超える事項を包含することはできない(16条(2))。また,分割出願からさらに分割出願をすることができるかどうかについては,特許法上に明確には規定されておらず,できないという見解と,原出願が係属中であればできるという見解があり,現状では不明である。

3.6 対応出願状況の提出義務

出願人は、対応出願に関して、出願国、出願日、公開日及び特許・拒絶の状況に関する情報を出願日(インドが指定されている国際出願の場合は、インドに国内移行された日)から6ヶ月以内に提出しなければならない(8条(1)、規則12(1A))。提出するのは、上記情報のみでよく、対応出願の拒絶理由通知や引用文献等を提出する必要はない。長官が要求した場合のみ提出する必要がある。しかし、長官が要求することは希なようである。また、8条(2)により長官が外国出願の審査報告書及び調査報告書を要求したときは、出願人はこれらを提出する法的義務を負う。従って、長官による通知の日から6ヶ月以内に提出しなければならない(規則12(3))。これに違反した場合には、異議理由

(25条(1)(h), 25条(2)(h) 及び取消理由(64条(1)(m))となる。インドの審査官は、対応外国出願の審査結果に影響されることはないとされているが、他国で権利が認められた情報を提出すれば審査官の心証が良い方向に形成されると予測される。

3. 7 審査官との面接

法律,規則,審査マニュアル上の規定はないが,インド人,外国人のいずれも,出願人は審査官に審査着手後に面接を求めることができる。面接の可否は審査官の裁量であるが,通常最初の拒絶理由通知書発行以降は認められる。現地代理人によれば,審査の進行上,特に支障ない限り,面接の回数も制限されないとのことである。

但し、最初の拒絶理由通知書の内容に関しての面接は認められず、こちらからの回答案に基づく面接は認められる。現地代理人によれば、例えば事前に補正案などを送付しても審査官は検討しないとのことなので、面接時に見せることになる。現地代理人によると、実務上は電話インタビューが頻繁に行われているとのことである。

拒絶理由通知の中には,拒絶条文の記載だけで詳細な理由がない場合や,クレームの文言が適切でないとの理由だけで,具体的にどこが適切でないのか記載されていない場合が多い。このような場合は,現地代理人に依頼して審査官との電話インタビューを積極的に活用して,意見書や補正書を提出する前に審査官の意図を明確にすべきである。面接時点で審査官から認可し得るクレームの提示をされることもある。

なお,面談に要する特許庁費用は無料である。 面接記録は作成され,その結果のみ第三者が閲 覧できる。

3.8 拒絶査定後の対応

出願が最初の拒絶理由通知から12ヶ月以内に特許許可とならない場合は、出願放棄とみなされないために、最終期限の少なくとも10日前には、長官へのヒアリングを要求することが必要である。ヒアリングにおいても認可にならず、拒絶査定(Rejection order)が発行された場合には、再審査請求(Review petition、同一審査官が担当)を提出することが必要となるが、この再審査請求は、拒絶査定の発行日から1ヶ月以内に提出する必要がある。

なお,再審査請求の手続き中であれば,明細書,クレームを補正することが可能である。

再審査請求が却下された場合には、その決定 の発行日から3ヶ月以内に高等裁判所へ控訴す ることが可能である。

但し、この拒絶査定後の手続きは、現地代理 人によって異なることがあり、非常に不透明な ので、出願受理期間の期限間際の手続きには注 意が必要である。

また, 拒絶査定後に分割出願して, 新出願で さらに審査を受けることができるという情報も ある。

3. 9 付与前異議申立(情報提供)

何人でも出願が公開されて,特許が付与されていないとき,付与前異議申立を行うことができる(25条(1))。日本の情報提供制度に対応する制度である。但し,異議の審理は審査請求がされた場合のみに行われる(規則55(2))。

長官は、異議申立の理由ありと判断したときは、出願人に通知し、出願人は3ヶ月以内に応答する必要がある(規則55)。

異議申立の理由は,付与後異議申立の理由と 同一である。

4. 特許付与後の留意点

特許の存続期間は,出願日から20年であるが, 以下の注意が必要である。

4. 1 特許付与後の明細書の補正

明細書は,長官の許可を得ればいつでも補正することができ (57条,規則81),特許付与後に申請された補正内容は公表され (57条(3),規則81(3)),特許付与後に許可された補正は公表される (59条(2),規則83)。但し,長官は,特許侵害訴訟,特許取消訴訟が裁判所に係属している間は,補正の許可または拒絶の命令を発してはならず (57条),特許取消訴訟が裁判所に係属している間は,裁判所の許可が必要となる (58条)。

4. 2 付与後異議申立

如何なる利害関係人(注意:付与前異議申立では「何人も」)でも、特許付与の公開日から1年以内のいつでも付与後異議申立を行うことができる(25条(2))。異議申立人は、付与後異議申立の際、自己の利害の内容、自己の事件の基礎となる事実、自己が求める救済処置を記述した陳述書および証拠を提出しなければならない(規則57)。異議理由の提出は、付与後異議申立と同時に提出する必要があるようである(審査マニュアルChapter Ⅶ 8.5)。

これに対して特許権者は、陳述書及び証拠の写しを受領した日から2ヶ月以内に答弁しなければならない(規則58(1))。尚、特許権者が規則58(1)で規定された期限内に争わないか、もしくは見解や証拠を提出しない場合は、該特許は取消と判断される(規則58(2))。さらに異議申立人は、特許権者の答弁書及び証拠の写しの送達を受けた日から1ヶ月以内に再反論することができる(規則59)。この後、特許権者と異議申し立て人に聴聞の機会を与えた後で、長官

は、特許を維持するか、補正するか、取り消すか、を命じる((25条(4)、規則62))。異義理由は、新規性なしや進歩性なしなどの理由以外に、いわゆる冒認行為、対応出願状況の提出義務(8条)違反などがある。

4.3 特許の取消 (無効審判)

利害関係人若しくは中央政府は、審判部、又は特許侵害訴訟における反訴の場合には高等裁判所に対して、64条に規定される取消理由に該当するとして、当該特許の取消を求めることができる(64条)。日本の無効審判に相当する制度である。

尚,64条に規定される取消理由としては,新規性なし(全世界で刊行物公知,インド国内で公知公用)(64条(1)(e)),進歩性なし(64条(1)(f)),ベストモード違反(64条(1)(h)),8条に規定される情報の提出義務違反(64条(1)(m)),39条に規定される第1国出願義務違反(64条(1)(n))等がある。

特にインド特有の取消理由として、ベストモード違反 (64条(1)(h))、情報の提出義務違反 (8条,64条(1)(m))、第1国出願義務違反 (39条,64条(1)(n)) がある。

4. 4 強制ライセンス

特許が付与された発明が、特許付与日から3年以内にインドにおいて84条(1)(a),(b),(c)に記載の理由(公衆の需要が満たされていない、手ごろな価格で公衆に利用可能でない、インド国内で不実施)を満たす場合には、利害関係人から強制ライセンスの許諾を請求されることがあるので注意が必要である。

尚,特許庁によれば,「実施」の概念には, 輸入や製造も含まれるので,輸入行為があれば 強制実施権が認められることはないのが原則で あるとの情報がある。従って,インド国内にお ける特許製品の製造販売等は行わず特許製品の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

輸入のみであっても、特許製品の価格や数量が 妥当である限り強制ライセンスは許諾されない 可能性がある。

強制ライセンスが許諾されたときは、最初の 強制ライセンス許諾の命令の日から2年の期間 満了後に、特許発明がインド領域内で実施され ていないこと、又は、特許発明に関する公衆の 合理的な需要が充足されていないこと、又は、当 該特許発明が合理的に手頃な価格で公衆にとって 利用可能でないことを理由として、当該特許を取 り消す命令が発せられる場合がある(85条)。

4.5 特許発明実施の陳述書の提出義務

特許権者及び実施権者は、インドにおける特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書を、特許発明の商業規模での実施をしているか否かにかかわらず(実施していない場合にはその理由等)、各暦年についてその年の末日から3ヶ月以内に提出しなければならない(146条(2)、規則131(1)、(2))。この陳述書の提出義務に違反した場合には、刑事罰として最高100万ルピー(約280万円)の罰金刑が課せられる(122条(1)(b))。

また、虚偽である情報若しくは陳述書、及び その者が虚偽であることを知り若しくはそのように信じることに相当の理由を有し又は真正と 信じない情報若しくは陳述書を提出したとき は、その者は、6ヶ月以下の禁固若しくは罰金 に処し、又はこれらを併科に処されるので注意が必要である(122条(2))。

但し、特許庁によれば、「実施陳述書の不提出や虚偽の記載を理由にして刑事罰を発動したことは過去にない」、「特許全体の2~3%のみ実施陳述書が提出されているのが実情」、また、商工省によれば、「刑事罰が課された例は過去に1件も存在しない」、「実施陳述書の提出義務は、あくまで統計をとるためなど情報収集が目的であり、簡単な内容で全く問題はない」との情報がある。

5. おわりに

本稿では、インドにおいて特許出願して特許 を取得する場合の主な留意点について提案し た。これらの留意点が読者の今後のインド特許 出願実務の一助となれば幸いである。

注記

- ① 国際第3委員会,アジア·オセアニア諸国での特許取得上の留意点(改訂版),資料332号(2006年5月)
 - ② 保坂一之, 特許ニュース, No.11787 (平成18 年6月7日)
 - ③ Sharad Vadehra (Kan and Krishme), AIPPI (2006) Vol.51 No.6 (2006年)
 - ④ Shamnad Basheer, 知財研フォーラム, Vol.62 (2005年)

(原稿受領日 2007年4月11日)